

クラウドコンピューティング時代における「公衆」の概念

安田 和史

The concept of the 'public' in Copyright Law system in the cloud computing.

クラウドコンピューティングの普及における著作権法上の問題点について考察する。特に、社交ダンス教室事件(名古屋高判平成16年3月4日)とMYUTA事件(東京地判平成19年5月25日)に関し、MYUTA事件に係る著作権法上の「公衆」の概念は、社交ダンス教室事件のそれと比較して拡張したように思える。しかしながら、このことはクラウドコンピューティングに関連するサービスの普及の妨げとなると考えられる。

Kazufumi Yasuda

This report is the problems of copyright law in the cloud computing. Specifically The concept of the 'public' in Copyright Law system. There is a difference in the cases, (a) the case of ballroom dancing studio and (b) the case of MYUTA. The concept of the 'public' in the case of MYUTA is the reason to prevent progress on the implementation of the the cloud computing.

1. はじめに

クラウドコンピューティング(以下、クラウドという)1は、ネットワークングを利用した新しいコンピューターの利用形態に関する総称である。クラウドは次世代のITを支える基盤となるとして注目されている。ただし、このクラウドそれ自体については技術としても市場としても、未だ成長途中であり、具体的な定義は今のところない2。クラウドが意識される以前においても、その類型に入るようなビジネスモデルやシステムは存在していることから、そのすべてが新規に登場したものであるとはいえない。しかしながら、現在においては、これまで以上にネットワーク環境としてのインフラが整備され、無線LAN環境や超高速ブロードバンド等が一般的に見られるようになったほか、それらの料金が安価になったこと、ネットワークにアクセスできる端末の種類がパソコンだけではなく、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、ブックリーダー、携帯ゲーム機などに拡大したことが、クラウドの市場価値を拡大したといえる。

クラウドは、コスト、スピード、拡張性に優れている。具体的には、IT投資の節約や、管理の必要性も最小限で済むうえ、サービスの更新頻度が高く常に最新の状態で維持されスピードも速い。拡張する時には、サーバを提供している企業に申請するだけで済む。

例えば、新規に事業を立ち上げるということを想定してみると理解がし易い。事業を立ち上げるにあたって現在においては、社内におけるネットワークを構築するために様々な費用がかかる。具体的には、①サーバの設置、②ソフトウェアの購入、③各種メンテナンス、④システム担当者の雇用などが考えられる。これらが、事業規模に応じて大きく費用として負担しなければならないのである。しかしながら、クラウドを利用すると①ないし③にかかる費用は限りなく安価なものになる。これは、クラウドにはネットワーク上でソフトウェアを起動し、各種メンテナンスを行ってくれるものがあるからである。しかも、クラウドの課金方法は、容量やアカウント毎のライセンス契約となるため、企業の現状に合わせてかける費用を上下させることが可能でありフレキシビリティがある。また、システム担当者についても、管理業務のみで済むため最小限の人員で当該システムを運営することが出来るようになるのである。これは、金銭的なコストは勿論であるが、時間的なコストやリソースの無駄を省くという点においても意義があると思われる。

このようなクラウド技術を利用した様々なサービスが登場している。とりわけ印象的なのは、ネット上で提供されるサービスにおいて、5%の有料のプレミアム版の利用者が無料利用者をカバーする「フリーミアム」というビジネスモデルが現れるようになったことである3。例えば、オンライン上に文書ファイル等を保存することが出来るEvernote4や、オンラインストレージのDropbox5などはフリーミアム型のビジネスモデルといえる。通常の利用に関しては、利用者登録のみで可能だが、容量の増加な

どの付加的サービスを利用したいとするヘビーユーザーに対しては有償でサービスが提供される。これらのサービスは、無料のユーザーにサービスを提供するコストがゼロに近いから可能なものであり、サービスの提供に当たってコストが下がった原因として、クラウド技術によるところが大きい。

日本の総務省は、検索エンジンを代表とするインターネット関連ビジネスで後れをとってしまった反省もあり、これまでに比べると比較的早い段階で（それでも欧米に比べると遅れているのだが）、平成21年度の5月には、クラウド時代において、日本をアジアの情報発信拠点とすることにより、電気通信事業の発展や新規サービスの創出を図り、利用者利便の向上、我が国経済全体の発展を実現する方策の検討を行うことを目的として、「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会」を立ち上げ、2010年3月に報告書案が公開されている6。また、同年6月には、クラウド技術の発達を踏まえた様々な課題について包括的に検討することを目的として「スマート・クラウド研究会」を立ち上げ、こちらは2010年2月に中間取りまとめが公開されている7。これらの動きは、わが国におけるクラウドの基盤が整備されることになるのではと期待される。

他方、クラウドには潜在的リスクがある。情報セキュリティ、信頼性、データの所在が不明確であることなどである。具体的には、企業の情報を他社の管理するネットワーク上のサーバに保存することについてのリスク、回線が安定しない場合にデータがとれなくなるなどのリスク、トラブル発生時にデータの保管場所が分からないため、法的問題の解決が複雑になるリスクなどが指摘されている8。

2. クラウドを利用したサービスの展開と法的課題

欧米では、日本よりもかなり早いスピードでクラウドの前提となるデータセンターの整備やルール作りが進められていることが明らかになっている。また、Google 社、Amazon 社、Microsoft 社、Apple 社などがプラットフォームを作り市場をけん引しており、既にわが国の企業には競争力がないのではないかと思えるほどに安価で安定したサービスを提供している。

また、Twitter などのミニブログといわれる新たなコミュニケーションツールや、オンデマンドで文書管理などが簡単にできる Evernote などが登場したが、これらのサービスがベンチャー等の資力の限られた企業によって展開できるようになったのも、クラウドによるプラットフォームの整備が理由の一つとなっている。

クラウドが発展するにあたって、問題の一つとなると考えられるのが著作権法の問題である。前述した総務省の報告書においても、クラウドを制約する法制度として著作権法上の問題が指摘されている9。また、著作権法を取り扱う文化庁の審議会等においても「クラウド」というキーワードは意識されている10。権利制限の一般規定の導入に関する議論が行われている、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（主査・

土肥一史氏）における利害関係者からのヒアリングにおいて、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムの山浦氏あるいは岸原氏より、同フォーラムの参加企業からの意見として、検討が必要な事例にクラウド等の拡大によって、ネット上の私的な領域を利用する行為等があげられた。また、インターネットユーザー協会の津田氏からも、クラウドにおけるデータのバックアップや、サービスを介したファイル共有、個人向けのストリーミングサービス、バーチャルオフィスなどが具体的に挙げられ、当該ビジネスを行うにあたって、著作権法上のリスクに関して完全に安全だとはいえない状況にあることについて変化させる必要があるとの指摘がある11。

具体的に想定されるクラウドにおける著作権法上の問題は、コンテンツ等の利用に関する問題ということになると思われる。ネットにおける著作権侵害の問題に関していえば、具体的に、侵害主体の問題、侵害行為（複製、翻案、公衆送信等）等があげられる。

その中でも、本報告においては、公衆送信権侵害の問題を中心に論じたいと考えている。また、その前提として直接的に著作権者の公衆送信権を侵害する者ではなくとも、侵害の主体と擬制される著作権のいわゆる間接侵害の問題についても検討を加えるものとする。

3. 著作権侵害とクラウド

著作権を侵害することとは、著作権法第21条から28条に規定する各支分権を侵害すること及び、侵害とみなす行為（著作権法第113条）をいう。なお、本報告では侵害とみなす行為は検討しない。なお、各支分権を侵害する直接的な利用者ではなかったとしても、著作権をいわゆる間接的に侵害している者として擬制されることがある。

著作権のいわゆる間接侵害（以下、間接侵害という）とは、「物理的な利用行為を行っているものとは別に、その手段を提供するなど何らかの形で関与するものがある場合12」においてそのものが当該利用行為の行為主体として認められるかという問題である。著作権法は、侵害規定として112条と113条の規定が存在している。著作権の侵害を直接的に行う者に対しての規定は明文化されているが、間接侵害を行う者に対しては条文上、間接侵害そのものを定義した規定がないことから、必ずしも具体的な態様について明らかではない。本来的には、わが国の著作権法においては間接侵害規定がないことから考えても、侵害行為の主体はあくまで侵害行為を直接的に行っているものがそれと当たると考えられる13。しかしながら、市場において著作物の利用主体の行為を援助するようなビジネスモデルが提供され始めるとともに、単に著作物を直接的に利用するものが適法に著作物を利用しているかという判断以外に、それを援助する者の責任を問わなければ実質的に著作権の侵害行為を止めることが困難な状況が考えられるようになり、条文にはない著作権の間接侵害の問題として議論がなさ

れている。間接侵害の議論の基礎となっているのが、「カラオケ法理」であり、この契機となっているのが、スナックなどでの著作権侵害行為であるカラオケ関連の判決である。

カラオケ法理の原点は、クラブ・キャッツアイ事件（最判昭和53年3月15日民集4巻3号199頁）である。クラブキャッツアイ事件は、カラオケスナックの経営者という利用行為の主体とは必ずしもいえないようなものに、1. 管理・支配および2. 利益の帰属を要件に利用行為の主体であると評価して責任を認めたのである。これがいわゆる「カラオケ法理」であり、現在ではインターネット関連の判例に用いられることが多くみられるようになっている。

著作権の間接侵害の問題は、その適用の範囲が不明確であり、直接的に侵害していないものに間接的にかかわっているものを行為主体ととらえるということで、不当に適用範囲が拡大する恐れがある。また、直接的に行為を行っているものが、侵害を問われないような場合においても間接的にかかわっているものが侵害に問われることもあるため、侵害の成立範囲自体も拡張する恐れがあるとの指摘もある¹⁴。

インターネット関連の事例においては、事業者が行為主体であると擬制しているかが争点となったものとして、ファイルログ事件（東京高判平成17年3月31日・未掲載）、録画ネット事件（知財高決平成17年11月15日・未掲載）、MYUTA事件（東京地判平成19年5月25日判時1979号100頁）、選撮見録事件（前掲事件）、まねきTV事件（知財高裁平成20年12月15日・判時2038号110頁）、ロクラクII事件（知財高判平成21年1月27日・未掲載）などがある。インターネット関連のサービスを提供する事業者は、著作物を物理的な利用行為を行っているものとは別に、その手段を提供するなど何らかの形で関与するものに該当し得る。そこで、前述のカラオケ法理を発展させる形（識者によっては、カラオケ法理と類似するという表現もある。）で当該事業者を利用主体と擬制的に考える手法が裁判で利用されてきた。

P2Pと呼ばれるファイル交換サービスの提供者について問題となったファイルログ事件では、①管理・支配の程度、②経済的利益を得ていること、③行為の内容・性質などを総合参酌するという判断基準が示された。これは、これまでのカラオケ法理に加えて③の要素を加えたものであるとの指摘がある¹⁵。①管理・支配の程度については、インターネット関連サービスにおいてはほとんどの場合において管理・支配がされているともとらえられる。また、②経済的利益を得ていることについても同様に、原則的に企業は営利を目的にサービスを提供しているのであるから、経済的利益を得ているという要件にも当てはまる。③のサービスの性質については、事例ごとに内容が異なっているが、提供されるサービスがどれだけ著作権を侵害する援助行為を行っているのかという点につきいくつかの要素を積み上げるような形で判断されるように思える。例えば、侵害主体性が認められなかった事例であるロクラクII事件や、まねきTV事件では、侵害の判断における要素の一つに、サービスを利用するた

めの機器や、サーバの所有権を利用者が有していたことがあげられている。そして、結果的に私的複製行為を援助しているに過ぎない行為であるとの判断がなされたが、これを一般的なクラウド型のサービスにあてはめてみると、サーバ自体を利用者が所有しているわけではないためカラオケ法理によって侵害主体と認定される可能性がある。これまでも、MYUTA事件では、オンラインストレージ（通常オンラインストレージは、データを保存し蓄え、アーカイブしたりそのデータへアクセスすることを目的とすることが多いが、本件におけるMYUTAはどちらかといえばデータ転送サービスに近い。しかしながら、原則的にオンラインストレージの事例として周知されている。）を提供するサイト事業者のサーバの所有権が当該サイト事業者の設置によるものであることを侵害主体性の判断の要素とされている。さらに、事業者の援助の度合いも一定の判断要素となりうる。例えば、ファイルログ事件、録画ネット事件、MYUTA事件、選撮見録事件、まねきTV事件、ロクラクII事件などでは、機器の提供やアプリケーションソフトの提供が判断要素の一つとなっている。

インターネット関連の裁判例においては、利用者が事業者の提供するサービスを利用して著作物を何らかの形で利用しているという点については共通するが、事業者のサービス提供方法や関与の態様が異なる。そのため、一見すると同様のサービスのようには思えるような事例であったとしても結論が異なることがある。前述した裁判例のうち、録画ネット事件、MYUTA事件、選撮見録事件では、利用者の直接的な侵害行為を十分に判断がなされたとはいえないままに、事業者を侵害主体と擬制している。まねきTV事件やロクラクII事件では、事業者の侵害行為主体性を否定している。

これらのような事案に関しては、判例としても学説としても様々な面からの議論が続いており、確定的な結論は出ていない。そのために、著作権の間接侵害の適用対象は制限なく拡大する恐れもあり法的安定性は低い。

このような事業の提供は、あくまで個々の利用者がそれぞれに利用行為を行っているにすぎないものであるのか、事業者が違法に著作物を利用して自身の事業に利用していると考えべきなのかという点については難しい判断が求められる。また、前者であるとして個々の利用者の利用行為が権利制限されるような利用行為であって、適法に利用がなされているといえる場合について、事業者の責任をその上でさらに問うべきであるのか否かという問題がある。我が国においては、カラオケ法理の考え方によれば、直接的な侵害行為の有無にかかわらず間接的に利用しているといえる者の侵害を問う。この考え方によれば、利用者という側面からみると一度権利が制限されており適法に利用できていたものが、サービス提供者の事業を止めることで結果的にそのような利用行為が出来なくなることに等しく、制限された権利が浸食されていることになるとの指摘もある¹⁶。他方、事業そのものを考えてみれば、そもそも権利を有しない事業者が実質的に著作物を自身のサービスで利用できるようにしたことによって、結果的に様々な営業上の利益を得ることが出来るとするならば、著作権

者としてはその事業活動に対して権利を行使できるとする考え方もありうる。この問題は、どちらの立場に立つのかということではなく、一般規定のごとく範囲の不明確なカラオケ法理を用いるに当たっては、それぞれの事象を様々な角度から検証し、事業者に行為主体性が認められるのか否かということについて詳細に検討する必要があるように思える。

従来からこのような事案においては、「解釈論などだけで解決すると恣意的な結論を生むことになり、解釈のばらつきを招き法的安定性を害する¹⁷⁾」等の批判があり、侵害主体の範囲につき立法的手当てが必要であるとする学説がある¹⁸⁾。立法に当たっての議論としては、文化庁の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の司法救済ワーキングチームにおける検討をはじめとして、デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会においても議論がされてきた¹⁹⁾。また、知的財産推進計画 2009 においても、2009 年度中に「著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する」ということが明記され、「行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすることなどについての検討を行う」としている²⁰⁾。クラウド型のビジネスモデルは日々拡大しており、立法による対応が急がれるのではないかと考えるがこれまでの判例を参酌すれば、クラウド提供事業者が利用者の行為を原因として間接侵害に問われることはあり得るといえる。

4. 公衆送信権とクラウド

公衆送信権は、平成 9 年の法改正によって設けられた規定である。公衆送信とは、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信…を行うことをいう（著作権法 2 条 1 項 7 号の 2）。公衆とは、特定かつ多数の者を含むもの（著作権法 2 条 5 項）とされているが、判例において、貸与権についてであるが、少数不特定者が公衆に含まれるとしたものがある²¹⁾。したがって、特定少数以外の場合はすべて公衆に含まれる。公衆に含まれないものとしては、特定少数者を対象としている電子メールや通常の電話や FAX 等がある。特定とは、「行為者との間に個人的な結合関係がある者」を指すとされる²²⁾。この個人的な結合関係は、事業におけるサービス等の提供にあたって事後的に特定されるようなものは含まれないとする判例がある。

音楽著作物の管理等を行っている JASRAC が、社交ダンス教室を経営する Y 等に対して、著作物の無断許諾しよう行為を理由として、使用楽曲の差止および録音物再生装置等の撤去、損害賠償等を求めた事案である「社交ダンス教室事件²³⁾」では、社交ダンス教室内の音楽の再生につき、①入会金さえ支払えば誰でも受講が出来ること、②一度のレッスンにおける受講生数の制約が実質的にないことを理由に、不特定者であるとされた。また、携帯電話向けストレージサービス等を業とする事業者である X が、前掲 JASRAC に対して作詞者、作曲者、音楽出版者その他著作権を有する者から

委託されて管理する音楽著作物の著作権に基づく差止請求権を有しないことの確認を求めた「MYUTA 事件²⁴⁾」では、「MYUTA」と呼ばれるオンラインストレージ²⁵⁾の一部を各利用者に割り当て、ID とパスワードで個々のプライベートな部分を作り、そこに利用者がアップロードした楽曲のファイルを利用者の携帯電話からそれぞれの割り当てられた部分にアクセスし、ダウンロードできるサービスを提供していたサイト事業者である X について、行為主体をサイト事業者としたうえで、携帯電話を有する利用者が会員登録を済ませれば誰でも利用できることから、不特定者への自動公衆送信がなされているとしている。

社交ダンス教室の事例とオンラインストレージの事例は一見すると同じように見えるが、社交ダンスは教室というサービスの提供者が提供する「場」においてその場にアクセスした者全てが楽曲を聴くことが出来るが、オンラインストレージの事例は、プライベートなエリアが区切られており当該オンラインストレージにアクセスしたとしても、アクセスできるのはそれぞれのプライベートなエリアのみであるため、それぞれの楽曲を聴けるのは原則的には特定された 1 人であるが、オンラインストレージ全体を一つの「場」と捉えることによって、公衆とみている。このような理論に立てば、クラウドを利用して行われるサービスが提供された場合、そこに著作物をアップロードした行為は、公衆への提供に当たることになる。これに対して、「公衆」の概念につき「私的な領域」内での利用に過ぎないような場合についてまで権利を及ぼすようなものではないと考えられる²⁶⁾。また、このような理論が一般化すればクラウド内部で個人的に著作物が利用されることを妨げる原因となりかねない。学説においても、MYUTA 事件における「公衆」の概念が拡張されて解釈されていることにつき、疑問視している声は多い²⁷⁾。MYUTA 事件の「公衆」に係る判断は、今後普及が期待されるクラウドにおける基本的なセキュリティ機能について否定的にとらえることが出来るものであり、このような基準をそのまま当てはめればクラウド事業のほとんどが該当してしまうことになり、事業の提供自体が困難になる。例えば、著作権者が提供するか、包括的な契約を集中管理団体等と締結することによってそのような著作権侵害に係るリスクを事業者は回避することが可能になるとも考えられるが、クラウドは例えば音楽の著作物のようなものをアーカイブすることが常に前提となっているわけではない。更に、著作権者によってクラウドが提供されたとしても、実際に利用する者がどれだけいるのかという疑問もある。

公衆送信には、送信可能化も含まれることから、著作物を公衆送信し得る状態すなわちインターネットに接続された状態のサーバにアップロードすることなどの送信の準備段階も対象となっている（著作権法 2 条 1 項 9 号の 5）。例外として、プログラム以外の著作物に関して、同一構内における公衆への送信は認められている（著作権法 2 条 1 項 7 号の 2 括弧書）。例外規定は、例えば建物が同一であり、かつ、占有主体が同一の場合は公衆送信に含まれないということであり、同一構内に LAN が設置され

ているような場合も対象となるが、占有主体が同一でない場合、例外規定は適用されず公衆送信に該当することになる²⁸。判例においては、「選撮見録」という集合住宅向けハードディスクビデオレコーダーシステムについて、同一の建物内の管理室にサーバを設置し、10世帯以上の入居者が利用者となるような構造を有するシステムについて、「同一の建物でも、その内部が区分され、占有者を異にする区域が複数存在する場合には、その建物の中で「公衆送信」がされ得る」としたものが²⁹ある。また、社会保険庁内部部局、施設等機関、地方社会保険事務局及び社会保険事務所をLANでつないだネットワークシステムについて、その一つの部分の設置の場所が、他の部分の設置の場所と同一の構内に限定されていない電気通信設備に該当するとしたものがある。ここでみられる①同一の構内であるか、②同一の占有主体であるかという議論は、クラウドの普及において大きな問題になると思われる。例えばIaaSのサービス事業者は、どこの国に設置されているかはともかく、サーバの場所を細かく特定できないようにしていることが多い。リスク分散の観点から考えても、同一の場所に設置されていることはあり得ない。また、クラウドは大規模のサーバを各利用者の希望に応じて容量を割り当てるといった形であるが、これらはすべて「占有者を異にする区域が複数存在する」状態であるといえるから、サーバの設置においても同一の構内とは認められず、事業形態を見ても同一の構内とは認められない可能性がある。これに関し、角田政芳氏は、社会保険事務所のLANネットワークシステムにかかる事案の評釈において「本件LANを構成する電気通信設備が異なる建物に設置されている本件にあつては、現行法の解釈としては公衆送信権侵害を免れないように思われる」としたうえで、立法的措置としてすでに現行法が「同一のものの占有に属する区域内」の通信設備による送信に関して公衆送信には当たらないことを前提として「今日のLAN設備の実態に則して、異なる建物の間に設置されているLANであっても、その運営主体ないし占有者が同一主体である場合には、公衆送信とはいえず、したがって公衆送信権侵害とはならないとすべきである」と述べている³⁰。これは、各自が物理的に一定の範囲のみでインターネットを行っていた状況ではなく、利用者の実感としては同一の構内でファイルのやり取りなどが行われていると考えられるような状況が「仮想化」されているクラウド時代においては、当然に必要な立法措置であると考えられる。利用者が著作権者の許諾なくクラウドの自身のプライベートなエリアにアップロードをする行為に関して、公衆送信権を侵害することになることは考えられる。この事態を回避するためには、利用者を主体として考えると個々に割り当てられているプライベートなエリアと利用者自身の関係が一对一の関係であるという前提が認められなければならない。しかし、これが可能になるのは主体を利用者と考えた場合であり、サービスを提供している事業者を主体とすれば結論が異なることがある。例えば、利用者が適法な著作物の利用が行える状態であったとしても、事業者が侵害を問われた

結果、適法な利用をしていた利用者の行為自体も結果的に出来なくなるという状況がありうる。

5. おわりに

2011年現在においてクラウドは利用の幅を広げている。当然、その中では著作物がやり取りされていることになるが、これらの著作物をめぐる法的な環境については、安定性が確保できているとは言い難い現状がある。とりわけ、法解釈において間接侵害の問題はクラウド事業者にとってリスクに他ならないが、ビジネス上の工夫を凝らしたとしても、「公衆」に関する解釈等の問題などによりこのようなリスクを回避できないという問題も起こり得ることから、今後の判決の動向が注目される。

【謝辞】

情報処理学会EIPの研究会をご紹介いただいた東京理科大学平塚三好准教授に感謝を申し上げます。

【参考資料】

下記の脚注に挙げたものその他

1. 作花文雄『著作権法制度と政策〔第3版〕』（発明協会、2008年）
2. 斉藤博『著作権法〔第3版〕』（有斐閣、2007年）
3. 渋谷達紀『知的財産法講義II〔第2版〕』（有斐閣、2007年）
4. 田村義之『著作権法概説〔第2版〕』（有斐閣、2004年）
5. 島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門』（有斐閣、2009年）
6. 高林龍『標準著作権法』（有斐閣、2010年）
7. 福井健策『著作権とは何か』（集英社、2005年）
8. 半田正夫〔編集・著〕＝松田政行〔編集〕『著作権法コンメンタール1-3』（勁草書房、2009年）
9. 半田正夫『著作権の窓から』（法学書院、2009年）
10. 名和小太郎『著作権2.0 ウェブ時代の文化発展をめざして』（エヌティティ出版、2010年）

- 1 クラウドには、IaaS (Infrastructure as a Service)、PaaS (Platform as a Service)、SaaS (Software as a Service) などのサービスがある。
- 2 総務省「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会」参照。 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban02_02000043.html
- 3 クリス・アンダーソン〔著〕＝小林弘人〔監修〕＝高橋則明〔翻訳〕『フリー（無料）からお金を生み出す新戦略』（NHK出版、2009年）39頁参照。

- 4 <http://www.evernote.com/about/intl/jp/>
- 5 <https://www.dropbox.com/>
- 6 前掲・総務省 Web「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会」参照。
- 7 総務省 Web「スマート・クラウド研究会」参照。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/smart_kuraudo/index.html
- 8 日経 BP 社出版局『クラウド大全第 2 版』(小林雅一)「クラウドコンピューティングの行方」(日経 BP 社、2010 年) 55 頁参照。
- 9 前掲・総務省 Web「クラウドコンピューティング時代のデータセンター活性化策に関する検討会」24 頁以下。また、前掲・総務省 Web「スマート・クラウド研究会」35 頁参照。
- 10 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 (第 5 回) 議事 (文化庁、2009 年) 参照。
- 11 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会 (第 5 回) 平成 21 年 8 月 (文化庁、2009 年) 議事録および提出資料 6「フェアユース規定導入に関する意見」8 頁、提出資料 7「著作権法における権利制限の一般制限規定の新設に関する意見」2 頁参照。
- 12 「著作権法における「間接侵害」(特集 知的財産法の新展開—知財立国への法整備)」ジュリスト(1326)75-83 頁(有斐閣 2007 年) 参照。
- 13 「罪に濡れたふたり事件」東京地判平成 16 年 3 月 11 日 (判時 1893 号 126 頁)
- 14 中山信弘『著作権法』480-481 頁は、実質論からは同調すべき面があるとしながらも、原則的に、侵害の主体は条文で規定された範囲と考えるべきとしている。
- 15 奥邨弘司『講演録／著作権の間接侵害—日米裁判例の動向と実務への影響、今後の課題—』コピーライト No582 (2009 年) 11 頁参照。
- 16 前掲・奥邨「講演録」6-7 頁参照。
- 17 前掲・中山『著作権法』480 頁参照。
- 18 前掲・中山『著作権法』476 頁では、法的安定性の観点から、侵害態様は法によって定めるべきとの見解を示している。
- 19 「デジタル・ネット時代における知財制度の在り方について (報告)」平成 20 年 1 月 27 日知的財産戦略本部デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会Ⅲ「ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化。」13 頁以下等参照。
- 20 知的財産戦略本部『知的財産推進計画 2009』2009 年 6 月 24 日 3 (7) ②「著作権法上のいわゆる「間接侵害」を明確化する」22 頁参照。
- 21 「NTT リース事件」東京地判平成 16 年 6 月 18 日 (判タ 1179 号 320 頁)。「少数であっても不特定の者が貸与の相手方となる場合には、同法 26 条の 3 にいう「公衆」に対する提供があったものとして、貸与権侵害が成立するというべきである。」
- 22 加戸守行『著作権法逐条講義五訂新版』(著作権情報センター、2006 年) 70 頁参照。

- 23 「社交ダンス教室事件」名古屋地判平成 15 年 2 月 7 日 (判時 1881 号 126 頁)、名古屋高判平成 16 年 3 月 4 日判時 (1870 号 123 頁)。なお、本件の評釈には、相沢英孝「社交ダンス教室と非営利上演」著作権判例百選〔第 4 版〕128 頁があり、いわゆる間接侵害に係る著作権法第 22 条の拡張解釈が行われていると指摘し、一方で著作権法第 38 条が文言解釈されていることと比して、バランスがとれた判決とはいえ、このような小規模ダンス教室における音楽利用について、著作権法第 38 条の例外に含まれるべきではないか、奥邨弘司「判批」SOFTIC LAW NEWS108 号 14 頁では、「ユーザがその主体となる場合、機能的にも実態的にも、自分が自分に対して送信していることになり、公衆への送信とはいえ、公衆送信権侵害の問題は起こり得ない」との指摘をしている。
- 24 「MYUTA 事件」東京地判平成 19 年 5 月 25 日 (判時 1979 号 100 頁)。
- 25 本判決が汎用ストレージサービス等に影響を与えるか否かという点について、技術的な仕組みから検討したものに前掲・奥邨「判批」6 頁がある。それによれば、「3G2 ファイルへの返還という部分を除けば、技術的な仕組みはほとんど同一」とし、また、「サーバに記録される音楽著作物はユーザ自身が用意した者であって、サービス提供者は一切関与していないという点についても汎用ストレージサービスに類似する」としている。利用者の目線から見れば、MYUTA のようなサービスは、汎用ストレージサービスとは少し異なり、オンライン上のファイル変換サービスというように見えるが、技術的な前提が同じであるということは、判決が汎用ストレージにも影響がある可能性は否定できない。
- 26 作花文雄『詳解著作権法 4 版』(ぎょうせい、2010 年) 225 頁 「本来的に「公衆」概念は、私的領域の範囲を超える利用に対して権利を及ぼすことを本旨とする性格のものであり、条文において「特定・多数人」は「公衆」に含まれていると規定されているとしても、私的領域内で著作物が利用された場合において、通常感覚でとらえれば「多数」の人がいたとしても、そのことにより直ちに著作権が及ぶものではないことが前提とされるべきである。」としている。
- 27 中川裕幸「判批」発明 6 月号 (2009 年) 38-41 頁では、『「公衆によって直接受信されるおkとを目的」に該当しないという判断もあり得たのではないか』、北村行夫「判批」コピーライト 559 号 28-35 頁では、「公衆送信」ではないと考えるべきであった、左貝裕希子「判批」InfoComREVIEWS45 号 12-27 頁では、「サービス提供者の工夫や努力を否定する」、山神清和「判批」判例時報 1996 号 201 頁では、サーバのセキュリティ機能について言及したうえで、送信主体がサービス提供者であっても公衆送信行為は存在しないとする。
- 28 前掲・加戸『著作権法逐条講義五訂新版』32 頁参照。
- 29 「選撮見録事件」大阪高判平成 19 年 6 月 14 日 (判時 1991 号 122 頁)
- 30 角田政芳=辰巳直彦『著作権法判例百選第 4 版』(有斐閣、2008 年)132 頁参照。